

# 中央三井アセットの

# 年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成22年5月10日  
中央三井アセット信託銀行株式会社  
年金コンサルティング部

## ◆IAS 第19号（従業員給付）の改訂に関する公開草案の公表について◆

IAS 第19号（従業員給付）の改訂については2008年3月公表の討議資料へのコメントを踏まえ国際会計基準審議会（IASB）で検討されておりましたが、2010年4月29日付でIASBよりIAS 第19号の改訂に関する公開草案が公表され、この案に対してコメントを受け付けることとされました。

コメント受付期間は2010年9月6日までとされ、最終基準の公表は2011年中頃の予定となっております。

※コメントの受付は<http://www.iasb.org>からアクセス可能であり、公開草案は<http://go.iasb.org/pensions>よりダウンロード可能です。

### 公開草案の概要

#### 【公開草案の範囲】

確定給付制度の認識、表示及び開示について

※討議資料から大幅に縮小し、退職給付の分類方法の変更や債務評価方法の見直しは2011年以降議論することとなった。

#### 【遅延認識の廃止】

確定給付債務及び制度資産の公正価値の全ての変動を発生時に認識すること。

- ・数理計算上の差損益及び過去勤務費用の遅延認識の廃止。
- ・数理計算上の差損益は包括利益計算書（その他の包括利益）に反映。  
⇒当期純利益には影響しない取扱い
- ・権利未確定の過去勤務費用も制度改訂時に認識すること。  
⇒現行基準では権利未確定分については遅延認識も可能

（以下次頁）



#### 【分解表示】

確定給付制度に係る費用を3つの構成要素に分解して表示すること。

- ・勤務費用：雇用費用（営業費用）[当期純利益]  
    ※過去勤務費用を含む
- ・利息収益：財務費用 [当期純利益]  
    ※割引率に基づく利息費用及び利息収益の純額  
    ⇒（確定給付債務－制度資産の公正価値）×割引率
- ・数理計算上の差損益：再測定 [その他の包括利益（リサイクル不能）]

なお、現行基準では、退職給付費用は「勤務費用、利息費用、期待運用収益及び数理計算上の差損益」から構成され、表示区分は各企業の会計方針に従うとされている。

#### 【清算と縮小】

- ・清算による損益は数理計算上の差損益とし、再測定に含めること。
- ・縮小は制度改訂（過去勤務費用）として取扱い、当期純利益として損益表示すること。
- ・清算及び縮小の文章による説明、包括損益計算書への影響を開示すること。

#### 【開示項目の修正・拡充】

確定給付制度についての情報を開示。

- ・確定給付制度の特性の説明
- ・確定給付制度から生じる財務諸表上の金額、将来キャッシュフロー等への影響の説明  
    その中で、確定給付制度について以下のような開示項目が追加される。
- ・感応度分析を含むリスク情報
- ・数理計算上の仮定を決定する根拠、過程
- ・将来の昇給の影響を除いた確定給付債務（米国基準の累積給付債務（ABO）に相当）
- ・資産及び負債を管理する手段

#### 【複数事業主制度の開示の新設】

複数事業主制度へ加入しているときには次の項目を開示すること。

- ・拠出金率及び最低積立要件の決定方法を含む積立に係る取り決めの記述
- ・その複数事業主制度の契約条件の下で、その事業主の責となりうる他の事業主に係る債務の範囲
- ・情報が入手可能ならば、制度全体の加入者と受給権者の人数と、その事業所の制度全体に対する割合
- ・制度終了の際の剰余金又は不足金、制度からの事業所脱退時に要する拠出金
- ・制度内で確定給付債務、制度資産及び費用が割り当てられる場合、割り当てられる金額

（以下次頁）



(前頁【複数事業主制度の開示の新設】の続き)

- ・ 確定拠出制度と同様の会計処理を行う場合※は次の項目を開示すること。
  - ※確定給付制度と同様の会計処理を行うための十分な情報を入手出来ないとき
    - その制度が確定給付制度であることの記載
    - 確定給付制度としての会計処理を行うのに十分な情報を入手出来ない理由
    - 翌年度以降5年間に予想される拠出金額と、その決定の根拠
    - 将来の拠出金に影響を与える不足金又は剰余金についての情報

以上

